

# 「花水霊園永代供養墓」使用規則

## 第一条（規定）

花水霊園永代供養墓を使用される方は、この規則の定めるところにより、使用承諾を受けてください。

## 第二条（使用目的）

「花水霊園永代供養墓」は、焼骨の埋葬の用に供する目的以外には使用できません。

## 第三条（使用資格）

「花水霊園永代供養墓」は、周広院の檀信徒に限らず管理者の承諾を得たときに使用することができません。

## 第四条（使用承諾書の交付）

一、「花水霊園永代供養墓」を使用される方は、使用申込書及び使用規則同意書に住民票を添え、別に定めるところの永代使用料を納入し、使用承諾書の交付を受けてください。

二、使用申込書の記載内容に変更があったときには、訂正の旨を速やかに届け出てください。

## 第五条（永代供養）

一、永代供養とは、永代使用料の一部の運用によって、管理者が八月のお盆供養、春秋の彼岸供養等を行うこと及び年間を通じて通常の清掃管理を行うことをいいます。

二、「花水霊園永代供養墓」使用名義人などの死亡等により納骨室に埋骨されてから契約期間中は個別納骨室に安置し、その後、総廟に埋葬して引き続き永代にわたり管理者が祭祀供養を継続します。

なお、納骨室ご利用中に二回以上の石板開閉などについては、一回につき五万円の手料を前納してください。

三、使用名義人及びその配偶者が死亡し、後に祭祀相続人がいないときは、その状態が始まった年度から起算して十三年間個別納骨室の安置を継続し、その後総廟にご遺骨を改葬して、引き続き永代にわたり管理者が祭祀供養を継続します。この場合でも使用契約期間については尊重いたします。

四、埋葬骨が総廟に移された後、個人納骨室の使用権は自動的に喪失します。

## 第六条（納入金の返還）

納入された永代使用料は、その性格上原則として理由の如何によらず返還いたしません。

## 第七条（埋葬及び改葬の手続き）

埋葬または改葬のときは、所轄官庁の発行する埋（改）葬許可証に使用承諾書を添えて管理者に届け出てください。

## 第八条（埋葬者の制限）

使用者が届け出た以外の埋葬をすることはできません。

第九条（使用資格の喪失）

左記の各項に該当するときは「花水霊園永代供養墓」の使用権を取り消します。

イ、使用者が承諾を受けた目的以外に使用したとき。

ロ、使用者が使用場所を第三者に譲渡し、または転貸したとき。

ハ、その他、本使用規則に違反したとき。

第十条（使用権の継承）

使用名義人が死亡したときは、使用名義人の届け出た者が管理者の承認を得て「花水霊園永代供養墓」の使用権を継承することが出来ます。

第十一条（規則に定めのない事項）

前各条に定めのない事項については、法律の定めるところによるほか、その都度管理者が決めます。

第十二条（規則の改正）

「墓地埋葬に関する法律」等現行法規が改正された場合には、本規則も改正されることがあります。